

1. 令和5年度事業報告

1. JB 本四高速グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

J B本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の改築、維持・修繕、料金収受・交通管理等を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業等を行っています。

当事業年度（令和5年4月～令和6年3月）における我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲等、経済には前向きな動きがみられたところです。

このような経済環境の中、当社グループは、『インフラ経営』のリーディングカンパニーを目指して「次世代への挑戦」に向けた第一歩を示した、中期経営計画「行動計画2022-2024」の確実な達成に向けて、高速道路を取り巻く環境の変化や潮流に適応し、持続可能な社会に貢献し続けるために、「『持続可能な高速道路』への挑戦」、「『長大橋技術企業』として、『200年橋梁』への挑戦」、「『瀬戸内企業』として、『瀬戸内の未来』への挑戦」、「『成長し続ける企業グループ』への挑戦」に取り組みました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、通行台数は前事業年度比3.6%増の44,972千台となり、料金収入は前事業年度比4.6%増の66,138百万円となりました。

本四高速道路は本州四国間の観光・生活・物流に欠かせない重要な交通インフラであることから、引き続き安全、安心、快適にご利用していただけるよう、サービスの充実、万全な維持管理に取り組みました。

関連事業においては、休憩所等事業の収益は前事業年度比4.1%増の1,532百万円となりました。また、受託事業においては、地方公共団体が保有する跨道橋の耐震補強工事を完了したこと等により収益が増加したため、関連事業の収益は前事業年度比9.5%増の4,423百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は87,995百万円（前事業年度比1.3%減）、営業費用は87,343百万円（同1.8%減）、営業利益は652百万円、経常利益は928百万円となりました。ここから法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は868百万円（前事業年度は349百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

① 高速道路事業

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定及び令和5事業年度の事業計画に基づき、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理等に取り組みました。

当事業年度の主な取組として、まず改築については、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジのフルインター化事業を継続し、用地取得を継続すると共に、道路改良及び橋梁工事を推進しました。

維持・修繕については、点検による状態の把握に努め、これにより発見された変状については、ご利用されるお客様への影響及び構造物としての機能への影響を考慮し、優先的に補修すべき箇所から補修を実施しました。また、当社の経営理念に掲げた200年以上の

1. 令和5年度事業報告

長期にわたり利用される橋を目指し、瀬戸大橋の塗替塗装等の予防保全の取組を継続して実施しました。さらに、道路の長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕事業として、橋梁の塩害対策工事及び土構造物排水施設改良工事を引き続き実施しました。耐震対策としては、大規模地震発生時における本州と四国を結ぶ道路ネットワークの機能確保に向けた対策を引き続き実施しました。特に代替路の無い海峡部区間については、神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道は令和2年度までに完了し、西瀬戸自動車道においても、生口橋・多々羅大橋・大三島橋・大島大橋の対策が完了しているところであり、引き続き因島大橋等の工事を実施しました。また、陸上部区間については、地震発生確率の高い地域にある橋梁の耐震補強を優先的に行い機能確保のための対策を概ね完了するとともに、それ以外の地域にある橋梁や高速道路を跨ぐ橋梁の耐震補強についても推進しました。

料金収受・交通管理については、道路の損傷への影響が大きく、交通安全上問題となる車両制限令違反車両に対し、車両制限令取締隊による取締り及び是正指導を実施しました。また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を期すとともに、持続可能な料金所機能の維持や感染症リスクの軽減を図るため、令和5年度には神戸淡路鳴門自動車道の東浦料金所のETC専用化を実施したほか、西瀬戸自動車道の向島インターチェンジのETCレーン増設を推進しました。

また、台風、強風等による通行止めの際は、通行止めが予測される概ね72時間前よりその可能性を周知することに努め、不要不急の移動を控えていただくとともに、迂回ルートを選択や運行計画等の変更をお願いし、さらに、気象予測による基準値超過時刻を基に事前に通行止めを行うことにより、お客様へ安全、安心な交通機能を提供しました。

さらに、利用促進については、中四国経済界及び自治体等から構成される「環瀬戸内海地域交流促進協議会」への参画、関係自治体との懇談会の開催等を通じて、地域との緊密な連携を図ることで、本四高速道路の利用促進に取り組みました。

高速道路事業の営業収益は、料金収入66,138百万円（前事業年度比4.6%増）に道路資産完成高17,105百万円及びその他の売上高等327百万円を加えた83,571百万円となりました。

また、機構に支払う道路資産賃借料は、料金収入の実績が計画収入の一定割合を超えて変動した際に賃借料の増減算を行うことになっていることから、協定に基づく計画額26,807百万円より19,238百万円増額した46,046百万円となりました。営業費用は、この道路資産賃借料に道路資産完成原価17,105百万円及び管理費用20,088百万円を加えた83,240百万円となり、この結果、高速道路事業営業利益は331百万円となりました。

② 関連事業

関連事業については、本四高速道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア等における休憩所等事業、受託事業としての鉄道施設管理、長大橋技術を活用した調査・設計等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、キャッシュレス決済の拡大による利便性の向上や、地域と連携した地元特産品の販売、地元特産品を活かした新メニューの開発等により、落ち込んだ売上げの回復に取り組みました。

また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の塗替塗装他の維持修繕等を実施しました。

さらに、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体等からの要請に基づき、大鳴門橋自転車道設置検討等の長大橋に関する技術支援等を実施しました。

加えて、国から一般国道317号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から本四高速道路上における跨道橋耐震補強工事等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が4,423百万円、営業費用が4,102百万円となり、関連事業営業利益は320百万円となりました。

【地域連携の取組】

瀬戸内地域に立脚する企業として、地域との連携を図りながら、瀬戸内地域の活性化に向けた取組を進めました。また、明石海峡大橋開通25周年、瀬戸大橋開通35周年を記念した取組も実施しました。

インフラツアーでは、明石海峡大橋、瀬戸大橋、来島海峡大橋等の各橋梁において、塔頂体験等のツアーを実施しました。また、サービスエリア等を拠点として地域の魅力を発信する「せとうち魅力発見」キャンペーンを引き続き展開し、地域イベントや食をテーマにした地域の飲食店も参加するスタンプラリーを実施しました。さらに、「せとうちグルメ通信」や美術館等の企画展をテーマにした「せとうちアート通信」の発刊等、発信力の強化にも積極的に取り組みました。加えて、サイクリングによる広域連携を推進するため国、地域経済団体から構成される「Setouchi Vélo 協議会」や、大阪・関西万博開催を見据えた、「せとうち美術館ネットワーク」加盟施設及び関係団体から構成される「せとうちアートエキスポ2025」準備会の開催等、連携体制の強化にも引き続き取り組みました。

③ 当社の個別の業績

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が83,472百万円、営業費用が83,310百万円となり、高速道路事業営業利益は161百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が2,793百万円、営業費用が2,724百万円となり、関連事業営業利益は69百万円となりました。

この結果、全事業営業利益は230百万円、経常利益は480百万円となりました。また、法人税等を控除した当期純利益は466百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、次のとおり機構及び金融機関より総額11,623百万円の借入れを行いました。

種 別	借 入 日	借 入 額
長期借入金（機構）	令和5年4月28日	189（百万円）
長期借入金（金融機関）	令和6年2月28日	11,000
長期借入金（機構）	令和6年3月29日	434

② 設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、次のとおりです。

イ. 当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕維持管理特殊自動車（路面清掃車）

〔関連事業〕ドッグラン用設備（淡路SA上り線）

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕ETC設備等の更新

(3) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

(当期純利益▲は当期純損失)

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期 (当事業年度)
売上高(百万円)	70,269	70,383	89,179	87,995
当期純利益(百万円)	▲968	370	349	868
一株当たり当期純利益(円)	▲121.00	46.29	43.63	108.52
総資産(百万円)	75,460	81,985	87,833	89,416

② 当社の財産及び損益の状況

(当期純利益▲は当期純損失)

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期 (当事業年度)
売上高(百万円)	69,097	69,000	87,588	86,266
当期純利益(百万円)	▲766	334	171	466
一株当たり当期純利益(円)	▲95.76	41.78	21.42	58.37
総資産(百万円)	68,196	75,190	81,084	82,755

(4) 対処すべき課題

本四高速道路は、世界最高水準の技術と世界最大規模を誇る長大橋梁群を中心とする神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道で構成されており、当社グループは、お客様に安全、安心、快適にご利用いただけるよう、万全な維持管理やサービスを提供するとともに、本州と四国を結ぶ3ルートが地域の交流、活性化に貢献するよう努めています。

令和6年は西瀬戸自動車道全通25周年の節目となりますが、本四高速道路の開通による経済効果は、昭和63年から平成30年までの31年間で約41兆円と推計され、各方面から高い評価をいただいています。

通行料金については、本四高速道路は平成26年に全国路線網に編入され、同年4月より10年間の時限措置として、全国共通水準を基本とする通行料金が導入されてきました。この間に実施してきた地域と連携した本四高速道路の利用促進の取組等による成果・効果を踏まえ、令和5年12月に国土交通省より公表された「『新たな高速道路料金に関する基本方針』の改訂について」に基づき、全国路線網の高速道路債務の償還に与える影響に鑑みて、3つの料金水準（普通区間・大都市近郊区間・海峡部等特別区間）とすることに伴う料金水準の引下げについて、ETC車を対象として10年間（令和16年3月まで）継続することとなりました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進みました。本四高速道路においても、通行台数は徐々に回復して前事業年度比3.6%増、料金収入も前事業年度比4.6%増となり、コロナ禍以前の水準まで概ね回復し、令和元年度比では、通行台数は1.7%増、料金収入は0.8%減となりました。

なお、サービスエリア等の売上げは、前事業年度比17.3%増、令和元年度比9.2%増となり、コロナ禍以前の水準まで回復しました。当社グループの経営安定化に向けて、更なる通行台数の増、料金収入、サービスエリア等の売上げ向上に取り組むことは、令和6年度以降も引き続き重要な課題になります。今後とも、瀬戸内地域の自治体や観光施策を推進する事業者等との連携を更に強化し、インフラツアラーの更なる推進や、瀬戸内の魅力を発見・発信する地域内外のつながりを創出する拠点としてサービスエリア等を最大限活用すること等により、観光需要の回復に努め、瀬戸内地域の活性化に貢献してまいります。

あわせて、本四高速道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう、耐震補強工事や防災拠点の整備等の強靱化への取組を着実に実施するとともに、デジタル技術の活用を更に進めること等により、高速道路事業の高度化・効率化を推進します。また、ワークスタイル変革により更なる業務効率化を進め、組織力の向上にも努めてまいります。

当社グループは、『インフラ経営』のリーディングカンパニーを目指して「次世代への挑戦」に向けた第一歩を示した中期経営計画「行動計画2022-2024」を策定しています。この計画では、高速道路を取り巻く環境の変化や、脱炭素社会へ向けた動きやデジタル革命の進展等の潮流に適応し、持続可能な社会に貢献し続けることとしています。そのために、インフラを国民が持つ資産として捉え、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした新たな取組を実施するという『インフラ経営』の視点から、国民の重要な資産である本四高速道路の潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造し、瀬戸内、ひいては我が国の持続的な発展を支え、SDGsの達成に貢献するために挑戦する取組を進めています。

また、サステナビリティを共通の価値観として認識し、課題を解決するための体制の整備、必要な取組を推進します。中長期的な企業価値の向上の観点から、当社グループ内での委員会の設置、ダイバーシティ&インクルージョンの推進等の人的資本への投資、脱炭素社会への取組、DXの推進といった重要課題に取り組めます。そのうち脱炭素社会への取組に関しては、カーボンニュートラルに向けた戦略と温室効果ガス削減対策を具体化することを目的として「JB本四高速グループカーボンニュートラル推進戦略」を令和5年度に策定しました。

以上を踏まえ、令和6年度においては、次の具体的な事項に取り組めます。

〔「持続可能な高速道路」への挑戦〕

これからも安全、安心、快適に高速道路を利用していただくため、点検・補修を確実に実施する等の着実な維持管理を実施するとともに、基盤となる高速道路事業の高度化・効率化を進め、橋梁耐震補強の推進、防災体制の強靱化、逆走防止対策、交通監視・施設監視・情報提供のシステム高度化、サービスエリア等の施設の整備等に取り組めます。

〔「長大橋技術企業」として、「200年橋梁」への挑戦〕

200年以上の長期にわたり利用される「200年橋梁」を実現するため、アセットマネジメントの高度化を目指して、新たな維持管理情報システムの構築や点検ロボットの開発、新たな点検手法の開発を進めるとともに、オープンイノベーションにより土木業界のみならず、異業種の企業や大学等とも連携し、長大橋維持管理技術開発の構想を具現化します。

また、当社グループが保有する技術を活用し、国内外の長大橋建設・維持管理への技術支援のための体制強化として、令和6年度より新たに「技術支援室」を設置し、技術支援の取組を加速化させます。

〔「瀬戸内企業」として、「瀬戸内の未来」への挑戦〕

瀬戸内地域に立脚する企業として、地域との連携を図りながら、インフラツアアの更なる推進、サービスエリア等を拠点に地域の魅力を発信する「せとうち魅力発見」キャンペーンの実施、瀬戸内地域の景観や地域資源を活かした「せとうち島旅フェス」の実施や海ごみ等の地域が抱える課題解消に向けた取組、サイクリングによる広域連携の実現、瀬戸内地域の美術館等をつなぐ美術館ネットワークの深化等により、瀬戸内の未来に挑戦します。

〔「成長し続ける企業グループ」への挑戦〕

業務の効率化、生産性向上への取組を図るとともに、出産・育児・介護との両立等、多様な働き方に対応し、社員のスキルアップを支援し、全ての世代が活躍できる環境を整えるとともに、社会貢献活動を通じ、地域社会の発展に貢献します。

OJTや研修を通じて、若手社員への技術・ノウハウの継承を推進するとともに、多様なライフスタイルの実現に向けた働き方支援を進めます。また、育児休業について、女性社員の取得率100%の継続に加え、男性社員の取得率向上を達成すべく、仕事と家庭の両立支援制度の社員への周知徹底等の施策を進めます。

〔脱炭素社会への取組〕

美しい瀬戸内の環境を次世代へつなぐため、事業活動を通じて脱炭素化に取り組みます。脱炭素化を推進するため、令和5年度に策定した「JB本四高速グループカーボンニュートラル推進戦略」に基づき、既存の技術を最大限活用し取組を進めるとともに、橋梁の建設・管理技術を活用した国内外への貢献や地域との連携等、脱炭素社会の実現に資する取組を行います。さらに、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、現時点で社会実装されていない技術の開発やイノベーション等に資する取組を促進します。

〔DXの推進〕

当社グループが一体となって、効率的でより生産性の高い企業への転換を目的として、デジタル技術を活用し、既存業務のフロー見直し、維持管理業務の高度化及びグループ間のシステム統合等に取り組みます。

(5) 主要な事業内容

- ① 高速道路事業
 - イ. 高速道路の新設、改築及び高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
- ② 関連事業
 - イ. 休憩所等事業
 - ロ. 道路の維持・修繕、調査等の受託
 - ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）
 - ニ. 長大橋の調査・設計等受託
 - ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東京事務所	東京都港区虎ノ門5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388 -1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751 -2

② 使用人の状況

(1) 当社グループの使用人の状況

区分	使用人数
高速道路事業	(人) 908
受託事業	
休憩所等事業	30
その他の事業	
全社（共通）	98
計	1,036

(注) 使用人数には、臨時の使用人を含めていません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
380名	8名減	43.5歳	20.4年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めています。また、常務執行役員1名、執行役員1名及び常勤嘱託社員4名を含めていません。
2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しています。
3. 当社では、「行動計画2022-2024」で掲げている「次世代への挑戦」に取り組んでいく人材を育成するために、OJTや研修を通じて、若手社員への技術・ノウハウの継承を推進しています。
- また、多様なライフスタイルの実現に向けた働き方支援を進めており、育児休業について、女性社員の取得率100%の継続に加え、男性社員の取得率向上を達成すべく、仕事と家庭の両立支援制度の社員への周知徹底等の施策を進めています。
- 女性管理職比率は1.4%、男性の育児休業取得率は50.0%、男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）は、全ての労働者で54.2%、うち正規労働者で69.1%、非正規雇用労働者で34.7%です。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項は、ありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主要な事業内容
J Bハイウェイ サービス株式会社	50	100	兵庫県 神戸市	休憩所等事業、料金収 受管理、交通管理
本四高速道路 ブリッジエンジ 株式会社	50	100	兵庫県 神戸市	点検管理、長大橋維持 修繕、道路修繕
J Bトールシステ ム株式会社	30	100	兵庫県 神戸市	料金収受機械保守整備、 料金収入・交通量のデ ータ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
信金中央金庫	3,620
株式会社広島銀行	3,080
株式会社SMBC 信託銀行	2,840
株式会社常陽銀行	1,540
株式会社琉球銀行	1,280

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
 ② 発行済株式の総数 8,000,000株
 ③ 当事業年度末の株主数 11名
 ④ 株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
財 務 大 臣	5,330,440	66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
後藤政郎	代表取締役社長 会社の経営の総理 (DX推進室)	
佐々木政彦	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
今井清裕	取締役 常務執行役員 (長大橋・技術部、保全部及び安全 防災部)	
森田真弘	取締役 常務執行役員 (総務部、人事部、地域連携部及び 監査部)	
原田豊士	監査役(常勤)	
南部真知子	監査役	株式会社神戸クルーザー会長 三共生興株式会社社外取締役 株式会社こうべ未来都市機構 社外取締役
飴野仁子	監査役	関西大学商学部教授 センコーグループホールディ ングス株式会社社外取締役 吹田市教育委員会教育委員

- (注) 1. 取締役大江慎一氏及び森毅彦氏は、令和5年6月26日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任しました。
2. 監査役南部真知子氏及び飴野仁子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 株式会社神戸クルーザー、三共生興株式会社、株式会社こうべ未来都市機構及びセンコーグループホールディングス株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 当社は、監査役原田豊士氏、南部真知子氏及び飴野仁子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しています。
5. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	6	68	
監査役	3	21	
計	9	90	

- (注) 1. 平成17年9月27日開催の創立総会において、取締役の報酬総額は年額150百万円以内、監査役の報酬総額は年額70百万円以内と決議されております。
なお、当社取締役の員数は8名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。
2. 報酬等の額に記載するほかに、当期に退任した取締役1名に対し退職慰労金4百万円を支給しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	南部真知子	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会11回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っています。
監査役	飴野仁子	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会11回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っています。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	(人) 2	(百万円) 6	(百万円) -

- (注) 報酬等の額に記載するほかに当期に退任した監査役1名に対し退職慰労金3百万円を支給しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	(百万円) 18

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査部に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査部の組織変更については、事前に監査役と協議します。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査部が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはありません。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適切にその費用の処理を行います。

(2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を14回開催し、全社的に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、社外の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスを推進するための具体的な方針として「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象としたeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため社会的関心の高い事例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）等、コンプライアンス研修を実施しています。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、P D C A サイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を開催し、その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、事故・インシデント再発防止検討会を設置し、原因究明、再発防止策を徹底して議論・改善し、安全に関するレベル向上を図るとともに、労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロを目指した工事安全活動の実施、また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上に向けた訓練や社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

④ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を当事業年度に10回開催し、ガバナンスの強化を図るとともに、子会社における事業の進捗状況、リスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況、監査状況等を確認しています。また、グループ会社規程の整備や当社から子会社への取締役及び監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。なお、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会では、全子会社が参加し、連携した取組を実施しています。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用

人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項監査部に所属する社員が、監査役の指示に基づき監査役の職務を補助しています。

また、監査部に所属する社員の人事異動は事前に監査役と協議しています。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うこと等により、監査役との情報共有に努めています。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。